

## 第12次鳥獣保護管理事業計画の概要

### 第一 計画の期間

- 平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）

### 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

#### 1 鳥獣保護区の指定

- 鳥獣の生息地及び生息環境を保全する区域を継続指定

#### 2 特別保護地区の指定

- 特に良好な生息環境の確保が求められる区域を継続指定

#### 3 休猟区の指定

- 狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定

#### 4 鳥獣保護区の整備等

- 管理施設や利用施設の整備、調査、巡視等による管理

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- キジ、ヤマドリ的人工増殖及び放鳥を毎年度別に定め実施

### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

- 鳥獣の区分ごとの適切な保護及び管理の推進

#### 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

○許可しない場合の基本的な考え方

○許可に当たっての基本的な考え方

○わなの使用に当たっての許可基準

○保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

○鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

#### 3 目的別の捕獲許可の基準

○学術研究を目的とする場合

- 学術研究、標識調査（環境省足環を装着した場合）

○鳥獣の保護を目的とする場合

- 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

○鳥獣の管理を目的とする場合

- 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

- 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

- 農林業者自らが事業地内で捕獲する場合の規制緩和

○その他特別の事由の場合

- 捕獲の目的別（愛玩のための飼養の目的など）

#### 4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取の許可に関する事項

○捕獲許可した者への指導

- 捕獲物又は採取物の処理等（鉛中毒事故防止）

○鳥類の飼養許可

- 個体管理のための足環の装着等、適正な飼養管理を指導

○販売禁止鳥獣等の販売許可

- 販売する鳥類の種類等、許可証を交付する場合の条件

○住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に向けた環境整備

- 生活環境に係る被害防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合の実施に向けた体制の整備

### 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

#### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

- 危険防止等のため銃猟を禁止する区域を継続指定

#### 2 特定猟具使用制限区域の指定

- くくりわな架設制限区域を指定

#### 3 猟区設定の取扱

- 安全な狩猟の実施を図る観点等から設定認可の指導

#### 4 指定猟法禁止区域の指定

- くくりわな架設禁止区域、鉛製銃弾使用禁止区域の指定

### 第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

#### 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小等により、地域個体群として絶滅のおそれのある鳥獣

- 対象鳥獣：ツキノワグマ（西中国地域ツキノワグマ個体群）

- 対象区域：県内全域

- 計画期間：平成29年度～平成33年度（5年間）

#### 2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、農林水産業被害等が深刻化している鳥獣

- 対象鳥獣：ニホンジカ、イノシシ、カワウ及びニホンザル

- 対象区域：山口県全域

- 計画期間：平成29年度～平成33年度（5年間）

### 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

#### 1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

○鳥獣生息分布等調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査、

狩猟鳥獣生息状況調査、第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣

並びに指定管理鳥獣の生息状況調査 等

### 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

#### 1 鳥獣行政担当職員

- 鳥獣保護管理事業計画の内容を勘案した適正な配置

#### 2 鳥獣保護管理員

- 鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた必要な人数を配置

#### 3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

#### 4 鳥獣保護センター等の設置

#### 5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

#### 6 感染症への対応

- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル等に基づいた体制の整備

#### 7 普及啓発

- 愛鳥週間を中心とした探鳥会等の各種行事の開催

#### 8 取締り

- 警察当局と連携した迅速かつ適正な取締りの実施

#### 9 必要な財源の確保

### 第九 指定管理鳥獣の管理に関する事項

#### 1 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

- 第二種特定鳥獣管理計画に指定している鳥獣について、生息

状況、被害状況等個体群管理を強化する必要がある場合に実施

#### 2 実施計画の作成に関する事項及び手続

- 背景及び目的、対象鳥獣の種類、実施期間、実施区域、目標

、内容、実施体制（捕獲等の方法）について記載

#### 3 実施計画の作成及び実行手続

- 実施区域に係る関係地方公共団体との協議

- 実施区域に係る利害関係人の意見の聴取

- 実施計画の決定及び公表・報告

#### 4 捕獲等事業の委託の考え方

- 適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定し、必要な

技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者へ委託

#### 5 捕獲等事業の実施結果の把握と評価

- 捕獲情報等を収集して当該事業の成果を検証